

海外向け技術確認制度のご案内

JSが本邦技術の海外展開をサポート！

海外向け技術確認制度とは

1. 期待される効果（民間企業のメリット）

- 第三者公的機関であるJSの審査による海外営業先等に対する民間企業の技術の信頼性確保、品質向上
- 技術的内容の検討不足による事業化等の手戻りを防止

2. 本制度の概要

- JSが民間企業の技術について処理性能や維持管理性などを確認
- 下水道分野における民間企業の海外プロジェクト獲得の支援を目的

3. 海外向け技術確認実績：2件（2022年11月時点）

4. 確認した技術の海外プロジェクト採用実績： 2件（2022年11月時点）



技術確認証(英語)の交付
JSからタイ下水道公社総裁へ

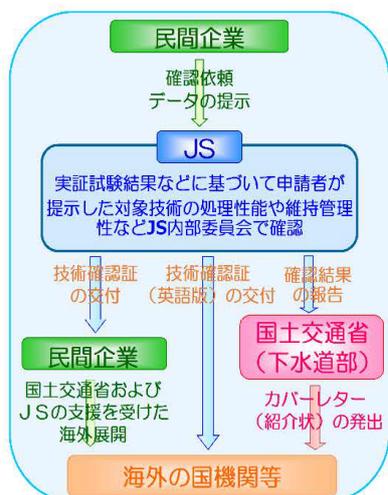
参考資料 1：海外向け技術確認制度

参考資料 2：申請書様式

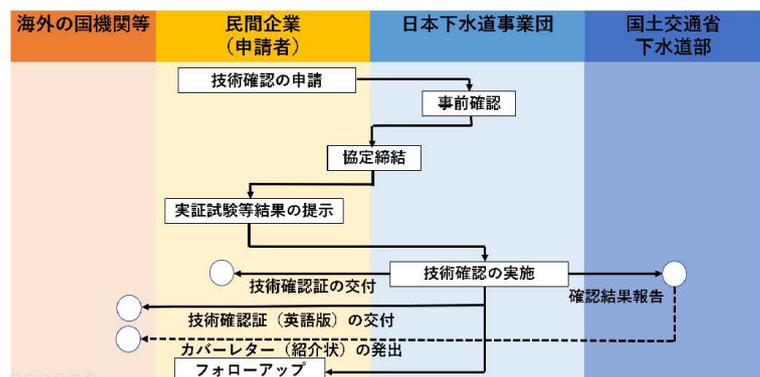
参考資料 3：Q&A

費用は？期間は？確認後、技術確認証が発行されるのか？など個別打合せ承ります。

参考資料 4：日本下水道事業団海外向け技術確認に関する実施要領



技術確認の流れ(協定締結後)



技術確認の流れ(申請～フォローアップ)

【参考資料 1】

海外向け技術確認制度

海外向け技術確認制度とは公的な第三者機関である JS が、民間企業が開発した技術について、処理性能や維持管理性などの妥当性を確認するもので、下水道分野における海外プロジェクトの獲得に向けた支援を目的としています。

(1) 海外向け技術確認の対象

対象とする技術は、下水道に係る計画、設計、施工及び管理の方法、下水道に係る調査、設計、施工及び管理に関する基準の作成並びに機械、設備、器具、工事材料その他下水道事業の施工に際して使用される物の製作又は改良等に係る技術であって、次のいずれかに該当する技術です。

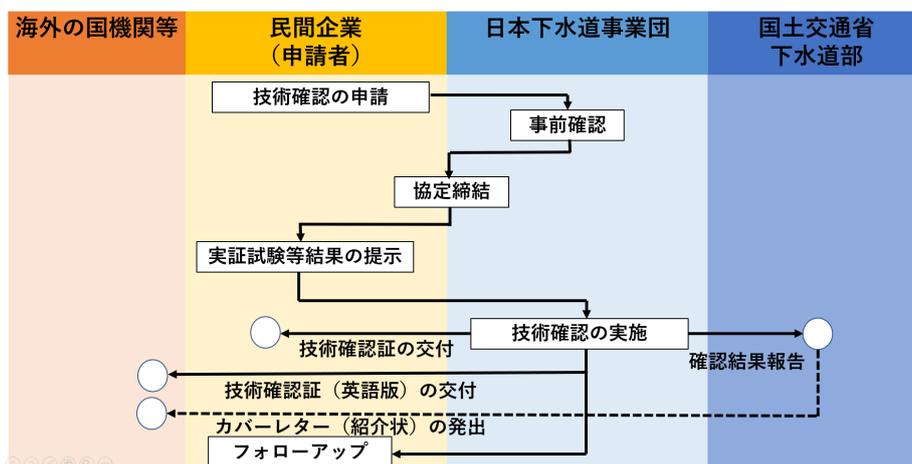
- 一 海外向けの下水の処理に関する技術
- 二 海外向けの下水汚泥の処理に関する技術
- 三 その他、海外向けの下水道に関する技術

(2) 技術確認のフロー

申請者の申請に基づき、申請者が技術確認を受けようとする確認項目^{※1}について、JS 内部委員会で確認を行います。(有償)

※1 海外の特定箇所において、以下の対象とする技術に係る適応性、施工性、操作性、耐久性、安全性、経済性、開発性、確実性その他の項目のうち、技術確認を受けようとする者が求める確認項目

なお、技術確認証の有効期限はありません。



(3) 技術確認の申請

技術確認の申請にあたっては、以下に示す資料の提出が必要です。

- ・ 海外向け技術確認申請書 (別記様式第 1)
- ・ 技術資料 (別記様式第 2)

申請書は事前確認後、申請者と合意に達したことが確認された後、受理します。

【参考資料1】

(4) 期待される効果

海外向け技術確認実施による期待される効果は、以下のとおりです。

- ・ 第三者公的機関の審査による海外営業先等に対する民間企業の技術の信頼性確保、品質向上
- ・ 技術的内容の検討不足による事業化等の手戻りを防止（現地実証実験結果、設置面積やコスト試算などの実施、適用時の留意事項等整理）

(5) 実績

海外向け技術確認のこれまでの実績は表1のとおりです（2022年11月時点）。

表1 海外向け技術確認の実績

No.	申請者	対象技術	対象国	技術確認証 交付年月
1	メタウォーター株式会社	先進的省エネ型下水処理システム	ベトナム	2014年3月 (平成26年3月)
2	三機工業株式会社	DHSを用いた省エネルギー・省力下水処理技術	タイ	2022年3月 (令和4年3月)

(6) 海外向け技術確認をした技術の海外プロジェクトの採用実績

海外向け技術確認で確認した技術について、海外プロジェクトでの採用実績は表2のとおりです（2022年11月時点）。

表2 海外プロジェクトでの採用実績

No.	申請者	対象技術	国名	事業名	契約締結時期
1	メタウォーター株式会社	先進的省エネ型下水処理システム	ベトナム	JICA 無償資金協力 ホイアン市日本橋地域水質改善計画	2015年12月 (G/A 締結)
2	メタウォーター株式会社	先進的省エネ型下水処理システム	カンボジア	JICA 無償資金協力 プノンペン下水道整備計画	2019年11月 (G/A 締結)

(7) 問い合わせ先

日本下水道事業団 国際戦略室

TEL : 03-6361-7814

【参考資料2】

別記様式第1

令和 年 月 日

日本下水道事業団
理事長 ○○ ○○ 殿

申請者名
代表者氏名 印
住所

海外向け技術確認申請書

日本下水道事業団の海外向け下水道技術の技術確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

- 1 技術の名称
- 2 海外向け技術確認の範囲又は対象機器の名称
- 3 技術の実証試験等実施予定国、公共団体及び施設名
- 4 海外向け技術確認を受けたい項目及びその水準値
- 5 海外向け技術確認を行うための技術資料（別添）
- 6 事務担当者名及び連絡先
- 7 会社経歴書

【参考資料2】

別記様式第2

技術資料

1. 一般的事項

(1) 技術の名称

(2) 開発者

(3) 実証試験等実施場所: 国名・公共団体名・施設名等

2. 当該技術の開発の経緯

3. 理論の概要

4. 実証試験等結果

5. 使用実績

6. その他技術確認を行うために必要な書類等

2022年12月

海外向け技術確認制度について Q&A

日本下水道事業団 国際戦略室

- 1) 技術確認制度の有効期限はあるのか。
→特に有効期限はありません。
- 2) 実証試験等実施国に対して技術確認証やカバーレター（紹介状）を発行・発出、手渡ししてくれるのか。
→直近の実績では、実証試験等実施国へ JS から技術確認証（英語版）を発行・手渡すのと同様に、国土交通省下水道部からカバーレター（紹介状）を発出・手渡ししています。
- 3) 実証試験等実施国以外にも技術確認証やカバーレター（紹介状）を発行・発出、手渡してほしい。
→技術確認証内には実証試験等実施国の表記はありますが、適用国など特定の国を示す表記はありません。原則として JS と国交省から手渡しするのは一ヶ国で、その他は基本的には各社の営業活動となりますが、複数国への手渡しについては要相談です。ただし、カバーレター（紹介状）の発出については国土交通省下水道部と協議をする必要があります。
- 4) 確認事項には実証試験等のみだけでなく、シミュレーションも確認事項に含まれるのか。
→シミュレーションのみの技術確認は行っておりません。シミュレーションについては、実証試験中に遭遇しなかった条件や現実的に困難な条件（例えば浸水解析等など）に限ります。ただし、事前に国際戦略室にご相談ください。
- 5) 実証試験等を日本国内で行いたいがいかが。
→日本国内のみの実証試験等では海外向け技術確認を行いません。海外での実証試験等の実施を原則としていますが、補足的なデータについては日本国内の実証試験等データも含めて確認します。事前に国際戦略室にご相談ください。
- 6) JS から発行される書類はどのような内容になるのか。
→ 技術確認制度の成果物（最終的に発行されるもの）と内容を以下に記します。
 - ① 技術確認証（日本語、英語）
 - ・技術の名称
 - ・申請者名
 - ・実証試験等実施国（国名・公共団体名・施設名等）

【参考資料3】

・海外向け技術確認の項目及び目標水準

② 報告書（日本語、英語（任意）） ※申請者にご作成いただきます。

これまでの実績としては以下のとおりです。

- ・技術確認の目的
- ・技術確認の対象技術
- ・技術確認の条件
- ・技術確認の項目とその水準値
- ・技術確認の方法
- ・処理性能や維持管理性等の確認結果
- ・技術導入時の留意事項

7) 国土交通省からのカバーレター（紹介状）はどのような内容になるのか。

→ これまでの実績では、以下の内容から構成される、A4版1枚のカバーレター（紹介状）となります。

- ・宛先
- ・JSの設立経緯、下水道事業への貢献
- ・JS海外向け技術確認制度について
- ・〇〇社の●●という技術について、確認を実施した旨と当該技術を推薦する旨
- ・下水道部長署名

8) 技術確認料はいくらくらいか。

→ 技術確認料については条件や内容に応じて異なります。参考までに過去の実績では500万円程度/件です。

以下に示す作業にかかる費用を想定しております。

- ・技術資料確認
- ・現地確認
- ・現地セミナーへの参加
- ・海外向け技術確認専門委員会開催
- ・報告書とりまとめ
- ・その他事務作業 等

9) 受注の為にどのような後押しになるのか（どのような効果が得られるか）。

→ 本制度により発行される技術確認証は、実証試験等結果に基づき、日本の公的機関であるJSが第三者の立場で申請された技術の性能を確認した、ということを示すものです。よって、確認された技術の信頼性が高まることが期待できます。

【参考資料 3】

10) JICA やゼネコン等への推薦は可能か。

→ JS から積極的な営業をかけることは特に行いませんが、様々な機会を通じて JS として技術紹介を行います。例えば、2022 年 11 月に Vietwater で JS が出展した際、過去に本制度で確認した技術のポスター紹介を行いました。また、外部機関から引き合いがあれば紹介、情報提供することもあります。過去には、ADB からの問合せに対して情報提供したことがあります。JS が実施する案件形成の中で、その案件に適していれば確認した技術を候補として検討します。

以上

○日本下水道事業団海外向け技術確認に関する実施要領

平成 25 年 3 月 28 日
達 第 5 号

[沿革]平成 25 年 11 月 29 日達第 32 号改正
令和 4 年 3 月 31 日達第 4 号改正

平成 28 年 3 月 30 日達第 10-6 号改正
令和 4 年 11 月 4 日達第 11 号改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この実施要領は、日本下水道事業団(以下「事業団」という。)が行う海外向け技術確認に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この実施要領における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 海外向け技術確認 技術確認を受けようとする者の申請に基づいて、海外において、第 3 条に規定する技術に係る適応性、施工性、操作性、耐久性、安全性、経済性、開発性、確実性その他の項目のうち、技術確認を受けようとする者が求める確認項目について技術的な確認を行うこと(以下「技術確認」という。)
- 二 申請者 技術確認を受けようとする者。
- 三 技術確認料 技術確認の実施のために申請者が事業団に納める費用。
(令和 4 達 11・一部改正)

(対象)

第 3 条 この実施要領において対象とする技術は、下水道に係る計画、設計、施工及び管理の方法、下水道に係る調査、設計、施工及び管理に関する基準の作成並びに機械、設備、器具、工事材料その他下水道事業の施工に際して使用される物の製作又は改良等に係る技術であって、次のいずれかに該当する技術とする。

- 一 海外向けの下水の処理に関する技術
- 二 海外向けの下水汚泥の処理に関する技術
- 三 その他、海外向けの下水道に関する技術

第 2 章 技術確認

(技術確認の事前協議)

第 4 条 国際戦略室長は、技術確認の申請を受けるに当たり、技術確認の申請を行おうとする者と、次の各号に定める事項について事前協議を行い、事前協議議事録を作成するものとする。事前協議を行うにあたっては、国際戦略室長は事業統括部長、ソリューション推進部長又は技術開発室長と協議を行うものとする。

なお、国際戦略室長は事前協議の際に、申請を行おうとする者が第 6 条に規定する技術確認の申請ができる者であることを確認するものとする。理事長は、事前協議で合意に達した場合には、次条に定める申請を受けるとする。

- 一 技術確認を受けようとする技術の内容

二 技術確認料及び技術確認に要する期間
(平 28 達 10-6・令和4達4・令和4達 11・一部改正)

(技術確認の申請)

第5条 理事長は、技術確認の申請に際して、海外向け技術確認申請書(別記様式第1)及び技術資料(別記様式第2)の提出を申請者に求めるものとする。

(技術確認の申請ができる者)

第6条 技術確認の申請ができる者は、次の各号のすべてに該当する者に限るものとする。

- 一 当該技術を保有しているものであること
- 二 法人であること
- 三 破産者でないこと
- 四 第13条第1項第1号の規定により、過去に技術確認結果の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの通知を受けてから3年以上が経過していること

(技術確認に係る協定の締結)

第7条 申請に係る技術確認の実施に当たり、理事長は、次の各号に掲げる事項について定めた協定書(別記様式第3)により、あらかじめ当該申請者と技術確認の実施に関する協定を締結するものとする。ただし、これにより難しい場合には、当該申請者と協議の上、協定を変更することができる。

- 一 協定の目的
- 二 技術確認の実施
- 三 技術確認を実施する技術の内容
- 四 技術確認に要する期間
- 五 技術確認結果の通知
- 六 技術確認料
- 七 秘密の保持
- 八 その他必要な事項
(令和4達 11・一部改正)

(技術確認の実施)

第8条 国際戦略室長は、申請者から提出された技術資料に基づき、事前確認を行うものとする。

- 2 前項の事前確認の結果を受け、技術委員会(日本下水道事業団技術委員会規程(平成8年規程第11号)に基づく技術委員会をいう。以下同じ。)の審議により、申請された技術が、申請者の求める適応性、施工性、操作性、耐久性、安全性、経済性、開発性、確実性その他の項目の全て若しくはいずれかを有するとされた場合、理事長は技術確認を行うとともに、海外向け技術確認証(別記様式第4)及び Certificate of Technology Verification(別記様式第5)により申請者に通知するものとする。
- 3 理事長は、技術委員会の事前の承認を得て、前項の海外向け技術確認証及び Certificate of Technology Verification を変更することができる。
- 4 第2項による通知をもって、技術確認の完了とする。
(平 28 達 10-6・令和4達 11・一部改正)

(追加資料の提出等)

第9条 理事長は、技術確認に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出又は報告を求め、又は申請者の承諾を得て実地調査を行うことができるものとする。

(申請の取下げによる技術確認の中止)

第10条 申請者が、技術確認の完了前に技術確認の申請の取下げを申し出た場合、理事長は、技術確認を中止するものとする。

(技術確認に要する期間)

第11条 技術確認に要する期間は、協定を締結した日から起算して、事前協議において合意した期間の満了する日(土曜日、日曜日及び祝日の場合は、次の最初の業務日)までとする。

(技術確認の変更)

第12条 技術確認を受けた者は、技術の内容等に変更の必要が生じた場合は、国際戦略室長と事前協議を行い合意に達した後、技術確認の変更申請を行うことができるものとする。

2 第4条から第11条まで及び第14条の規定は、前項の変更申請について準用する。
(平28達10-6・一部改正)

(技術確認の取消し)

第13条 理事長は、技術確認を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、技術委員会の審議を踏まえ、当該技術に係る技術確認結果を取り消すことができる。

- 一 技術確認を受けた者が、虚偽や知的財産権の侵害など不正な手段により技術確認を受けたことが判明した場合
- 二 当該技術に関して裁判等で係争となった場合
- 三 実施の導入後に重大な不具合が明らかとなった場合
- 四 その他国際戦略室長が必要と認めた場合

2 前項に定めるものの外、技術確認を受けた者が取消しを申し出た場合は、当該技術確認結果を取り消すものとする。この場合において、技術委員会に報告するものとする。

3 前2項による取消しを行った場合、理事長は海外向け技術確認結果取消通知書(別記様式第6)により技術確認を受けた者に通知するものとする。

(平28達10-6・令和4達11・一部改正)

(技術確認料)

第14条 技術確認料の算定方法については、国際戦略室長が別に定める。

2 申請者は、協定締結後、事業団の請求により第7条第2項第6号の技術確認料を支払うものとする。

3 第10条の規定により技術確認を中止した場合は、技術確認の実施に要した費用の精算を行うものとする。

4 前条第1項又は第2項の規定により技術確認が取消された場合は、技術確認料は返還しないものとする。

5 第12条の規定により技術確認結果の変更を行う場合は、事業団は申請者と変更に係る技術確認料について協議するものとする。

6 技術確認料の変更が予想される場合には、事業団は申請者と協議するものとする。

(平28達10-6・一部改正)

第3章 実施体制等

(プロジェクトチーム)

第15条 理事長は、円滑な技術確認を実施するために、次の各号に掲げる検討等を行う国際支援プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

- 一 当該技術確認の方針の策定
- 二 技術確認実施時における担当者への助言
- 三 技術確認に係る関係部署間の調整
- 四 その他必要な検討及び調整

(プロジェクトチームの構成員)

第16条 プロジェクトチームは次に掲げる者をもって構成する。

- 一 国際戦略室長
- 二 事業統括部技術監理課長
- 三 技術開発室総括主任研究員
- 四 その他国際戦略室長が指名する者
(平28達10-6・令和4達4・一部改正)

(プロジェクトチームのリーダー)

第17条 プロジェクトチームのリーダーは、国際戦略室長をもって充てる。

- 2 リーダーは、プロジェクトチームの会議を招集する。
- 3 リーダーに事故があるときは、事前に国際戦略室長が指名する者がリーダーの職務を代理する。
(平28達10-6・一部改正)

(庶務等)

第18条 プロジェクトチームに係る庶務は、国際戦略室において行う。

(平28達10-6・一部改正)

(雑則)

第19条 この達に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この達は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成25年11月29日達第32号)

この達は、平成25年12月1日から適用する。

附 則(平成28年3月30日達第10-6号)

この改正達は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和4年3月31日達第4号改正)

この改正達は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和4年11月4日達第11号改正)

この改正達は、令和4年11月4日から適用する。